



すまいのひろば



ユトジランど
への入口

2026年(令和8年) 2月号

JKK東京



【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

2月末日までに都営住宅の令和8年度の 使用料決定通知書をお送りします

今回お送りする使用料決定通知書は、令和8年4月からの新しい使用料(家賃)をお知らせするものです。この使用料は、みなさんから提出された収入報告書等をもとに認定した所得月額に応じて決まります。

詳しくは、使用料決定通知書に同封されているしおりをご覧ください。

次の①・②に該当する場合は、必ず手続きを行ってください。

① 使用料減免が令和8年2月又は3月に終了する世帯で継続手続きがお済みでない世帯

2月減免終了の場合は2月27日(金)まで、3月減免終了の場合は3月31日(火)までに必ず手続きをお願いします。特に2月減免終了の世帯はお早めに手続きを行ってください。

※減免申請書は、2月減免終了の世帯へは1月19日に発送しています。3月減免終了の世帯へは2月19日ごろに発送予定です。

※審査の結果、使用料減免の基準を超える収入があった場合でも、使用料減免申請の書類を収入報告の書類に転用させていただきますので、必ず期日までに手続きを行ってください。

② 収入報告書未提出及び書類不足の世帯

収入報告に必要な書類は、3月31日(火)までに必ず提出してください。

上記①・②に該当する世帯について、期日までに減免申請や収入報告の手続きが完了しなかった場合は、収入状況にかかわらず、4月から使用料決定通知書に表示された近傍同種の住宅(近隣の民間賃貸住宅)の家賃並みの使用料を負担していただくことになりますのでご注意ください。期日以降に減免申請や収入報告の手続きを行った場合は、手続きした月の翌月から減免後の使用料や収入に応じた使用料が適用されます。

※減免後の使用料や収入に応じた使用料は、「使用料減額免除通知書」や「使用料決定通知書」等により後日お知らせします。

※世帯員の増減に伴う手続きがお済みでない世帯は、事前に世帯員の手続きを済ませていただく必要があります。

も
く
じ

- | | | | |
|--------------------------------------|---|---------------------------|---|
| ● 2月末日までに都営住宅の令和8年度の使用料決定通知書をお送りします… | 1 | ● カメラ付きインターホンの設置調査を実施します… | 4 |
| ● 収入再認定請求ができます… | 2 | ● 粗大ごみの出し方について… | 5 |
| ● 確定申告は3月16日(月)まで！… | 2 | ● 韶いています、こんな音… | 5 |
| ● スプレー缶の事故にご注意を… | 2 | ● 公益財団法人 東京しごと財団からのお知らせ… | 5 |
| ● インターネット接続について… | 3 | ● 都営住宅等の各種手続きのご案内… | 6 |
| ● 令和7年度分住宅使用料の納入状況証明が必要な方へ… | 4 | ● 退去時の残置物の取扱いについて… | 8 |

2月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落し日)は、3月2日(月)です。

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。

収入再認定請求ができます

次の事由に該当して、認定（世帯）所得月額が所得の区分を下回って変動した世帯は、3月中に収入再認定請求をすることで、令和8年4月からの使用料（家賃）が見直される場合があります。

なお、4月以降に収入再認定請求をして受理された場合は、翌月から使用料が変更になります。
※都民住宅（地域特別賃貸住宅・特定公共賃貸住宅）にお住まいの世帯は、対象ではありません。

事由

- ① 世帯の構成に変更があった場合
(使用承継申請、同居申請又は世帯員変更届の手続きが必要です。)
- ② 所得のある方が退職（廃業）した場合
- ③ 転職等したことにより、収入が減った場合
- ④ 特別控除等の申告漏れがあり、区市町村で修正申告して認められた場合
- ⑤ 新たに障害者手帳又は愛の手帳等の交付を受けた場合

手続方法

必要書類などは、JKK東京 お客さまセンター（8ページの電話番号①）にお問い合わせのうえ、窓口センターで手続きをしてください。

確定申告は3月16日(月)まで！

毎年6月に収入報告書を提出する際には、世帯全員の「住民税課税（非課税）証明書」の添付が必要です。

確定申告が必要な方については、お住まいの地域の税務署に所得の申告をしていないと「住民税課税（非課税）証明書」は発行されません。収入報告の際に「住民税課税（非課税）証明書」が提出されない場合は、収入に応じた住宅使用料（家賃）を決めることができません。

確定申告が必要な方は、3月16日(月)までに所定の手続きを行い、次回の収入報告に備えましょう。

※最新の情報は、国税庁ホームページ等でご確認ください。

また、郵送、インターネット（e-Tax）でも申告の手続きができます。



スプレー缶の事故にご注意を

殺虫剤、ヘアスプレー、消臭剤などのスプレー缶製品には可燃性ガスが使用されており、都営住宅等においても、爆発や引火による火災などの事故につながった事例があります。

スプレー缶の使用については以下の点に注意しましょう。

- ・火気のある場所の近くでは使用しない。
- ・スプレー缶使用後に風呂釜などの燃焼機器を点火しない。
- ・使用時や使用後は十分に換気を行う。
- ・暖房器具の近くや直射日光が当たる場所など、高温になる場所にスプレー缶を置かない。
- ・必ず中身を使い切ってから廃棄する。



パン田先生と栄養について学ぼう！～知っておこう5つの栄養素！～

第4回 ビタミン

ビタミンは野菜や果物、いもなどに多く含まれ、肉や魚にも含まれるよ。全部で13種類あって、それぞれ働きが違うけれど、炭水化物やたんぱく質をサポートして、からだの調子を整えてくれるんだ。ビタミンは人のからだではつくることができないから、食べ物から摂り入れる必要があるよ。



2

問題▶13種類あるビタミンの種類をできるだけ多く答えてみよう！
→答えは5ページ

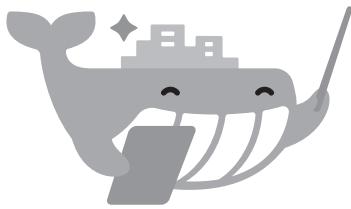
インターネット接続について

みなさんがお住まいの住宅ごとに、インターネットへの接続可能な方式が異なります。そのため、インターネットサービスのご利用にあたっては、みなさんからインターネットサービス通信事業者（以下、通信事業者）にお問い合わせいただく必要があります。インターネットへ接続するための手続きについては、JKK東京のホームページにてご案内ページをご用意しています。ご利用になっているスマートフォンやタブレット等を使用し、下記の二次元コードを読み取っていただくことで、該当のページにアクセスすることができます。

■代表的な手続きの例（JKK東京ホームページから）

- ① みなさんからご希望される通信事業者へ申込み
みなさん：通信事業者を選んで申込みを行ってください。
通信事業者：JKK東京への連絡（必要な申請、共用部の鍵貸出申込み等の調整）
- ② 通信事業者にて建物内の調査を実施（通信事業者がサービス提供可能か判断します。）
※配管等に不具合があり、ケーブルが通せない場合は、通信事業者からJKK東京へ連絡してください。（東京都負担にて、修理する事業者を手配いたします。）
- ③ 通信事業者からJKK東京へ開通工事の申請
- ④ JKK東京にて開通工事の承諾（開通可能であれば、申請をお断りすることはありません。）
- ⑤ 通信事業者が各住戸までの開通工事を実施
- ⑥ 開通（みなさんと通信事業者の個別契約）

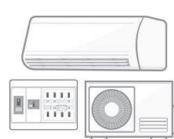
お申込みから開通までには、おおよそ4、5か月程度かかります。



都営住宅等にお住まいの皆さまへ>住宅設備の設置や修繕に関すること>エアコン設置、インターネット回線開通について
<https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/>

エアコン設置、インターネット回線開通について

エアコンの設置は、皆さまのご負担となります。エアコンの設置にあたりJKK東京への申請は不要ですが、建物の構造などにより設置できる条件があります。エアコンを購入される場合のポイントや、よくあるご質問はこちらからご確認ください。



●エアコンの設置を検討される皆さまへ

インターネット回線の開通についての情報や、よくあるご質問を掲載しています。



●インターネット回線開通について

- 通信事業者との契約、工事費、使用料等はみなさんのご負担になります。
- インターネットサービス方式により共用部の電源を使用しています。点検、故障、事故等により電源の供給が停止された場合はインターネットサービスがご利用できなくなります。
- 接続障害が発生した場合を含め、いかなる場合においても、東京都及びJKK東京は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- 各住宅の利用状況等により、開設に時間がかかる場合や、回線が増設できない場合がありますので、事前に各通信事業者へご確認ください。
- 家電量販店、代理店等でお申込みの場合、事前に希望する通信事業者に直接ご確認ください。
- 建物共用部や内装工事の必要ない無線によるインターネットのご使用については、サービス提供者に直接お問い合わせください。

令和7年度分住宅使用料の納入状況証明が必要な方へ

住宅使用料(家賃)等を口座振替でお支払いの方で、令和7年度分の納入状況の証明(納入状況通知書)が必要な方は以下の方法でご請求ください。

なお、「納入状況通知書」の発行及び発送は、令和8年4月中旬以降となりますので、ご了承ください。

①オンライン請求

通知書をデータで発行します。JKK東京ホームページ「オンライン申請一覧」から請求してください。



JKK東京ホームページ
>都営住宅等にお住まいの皆さまへ
>「オンライン申請一覧」
>届出用紙等の請求・再発行
>5.住宅使用料等
　　納入状況証明の請求
　　(口座振替の方)
　　口座振替にて住宅使用料をお支払いの方が対象



②郵送による請求

返信用封筒にて通知書をお送りします。
封筒(切手)代等の費用はご自身の負担です。



封筒に次のものを入れて、
下記請求先へ送付してください。

- 110円切手を貼り、返信先を記入した返信用封筒
- 以下の①～③の項目を記載したメモ
- ①名義人番号(8ヶタの数字)
- ②名義人氏名
- ③証明期間(令和7年4月から令和8年3月まで)

■お問い合わせ先・郵送による請求先

〒150-8322(※宛先には住所を書く必要はありません)

JKK東京 都営収納課 都営収納管理係

8ページ「JKK東京 お客さまセンター」電話番号①へ

△ カメラ付きインターホンの設置調査を実施します △

身体障害者や要介護認定を受けている方を対象に、カメラ付きインターホンの設置調査を実施します。調査をご希望し、以下の申込資格①～③の全てを満たしている方は、JKK東京の窓口センターにてお申込みいただけます。なお、申込状況によっては、実施するまで時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申込資格

- ①次のア、イのいずれか1つ以上に該当する方が居住していること
ア. 障害者手帳1～4級の身体障害者(聴覚障害、肢体不自由、言語機能の障害)
イ. 要介護3～5の認定を受けている方
- ②住宅使用料等の滞納がないこと
- ③設置後、アンケートにご協力いただける方

必要書類

- ①カメラ付きインターホン設置調査申込書
- ②「身体障害者手帳」のコピー(氏名・障害・障害等級がわかるもの)
又は「介護保険被保険者証」のコピー(被保険者・要介護状態区分がわかるもの)

申込方法

受持ちの窓口センター、白鬚出張所に必要書類をご提出ください。

調査対象とならない住宅

- ①住宅の構造上、工事ができない住宅
- ②建替予定又は閉鎖予定の住宅
- ③都民住宅(地域特別賃貸住宅・特定公共賃貸住宅)

■カメラ付きインターホンの設置調査についてのお問い合わせ先

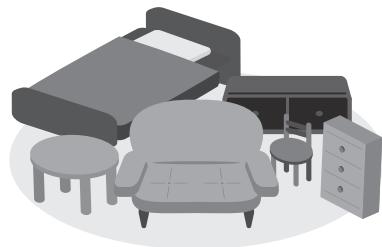
8ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号①まで

粗大ごみの出し方について

粗大ごみを出す際は、お住まいの区市町に事前の申込みが必要です。

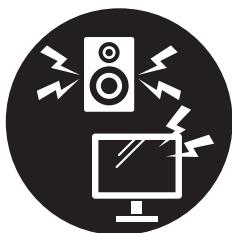
申込みをしないで粗大ごみを出した場合、回収されず、他のお住まいのみなさんに迷惑がかかります。必ず各区市町のルールに従い、申込みを行ってから粗大ごみを出すようお願いします。

なお、収集日、収集方法等詳しいことは、所管の清掃事務所等の指示に従ってください。



響いています、こんな音

生活騒音は壁や窓から伝わります。特に夜間・早朝は注意しましょう。



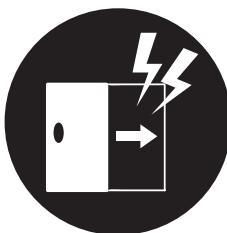
TV・音楽



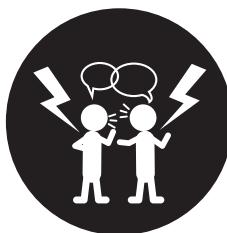
家電



足音



ドア開閉音



話し声

このほか、バルコニーでふとんをたたく音や廊下での長話なども不快に感じる方がいます。みなさん一人ひとりのおもいやりで、快適に過ごしましょう。

公益財団法人 東京しごと財団からのお知らせ

働きたいあなたをサポートします！

公益財団法人東京しごと財団は都民を対象とした幅広い雇用・就業施策を推進しています。

- | | |
|----------------|--|
| 「シルバー人材センター事業」 | 高齢者が経験や能力を活かし、お住まいの地域で働くことで生きがいをもって生活できるよう支援しています(☎03-5211-2312) |
| 「東京都しごとセンター事業」 | 全年齢層の求職者を対象に、きめ細かなカウンセリング等による就業支援サービスを提供しています(☎03-5211-1571) |
| 「障害者就業支援事業」 | 障害のある方の就業に関する相談を受け付けています。ご相談は、障害者雇用就業サポートデスクへ(☎03-5211-5462) |

各事業の詳細や最新の情報に関しては、上記、各お問い合わせ先にお電話いただくか、東京しごと財団ホームページをご確認ください。

■お問い合わせ先



東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター

☎ 03-5211-2310(代表)

<https://www.shigotozaidan.or.jp/>



ビタミンA、ビタミンD、ビタミンE、
ビタミンK、ビタミンC、ビタミンB₁、
ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、
ナイアシン、パントテン酸、葉酸、ビオチン

都営住宅等の各種手続きのご案内

都営住宅等にお住まいのご家族の構成に変更（同居・転出・死亡・出生など）がある場合は、区市町村に届出を行うとともに、JKK東京の窓口センターでも次のような手続きを行う必要があります。※パートナーシップ関係にある方も配偶者に含みます。

各手続きには条例に基づく許可条件や必要書類があります。詳しくはお問い合わせください。



■オンライン申請について



オンライン可 のマークがついたものは、オンラインによる申請・届出が可能です。
JKK東京ホームページ>都営住宅等にお住まいの皆さまへ>オンライン申請一覧



■都営住宅等の各種手続きに関するお問い合わせ先

8ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号❶まで

同居

親族を同居させるためには、窓口センターに「住宅同居申請書」を提出し、東京都の許可を受けなければなりません。なお、同居許可には、次の2種類があります。

【正式同居許可】

同居期限のない同居許可です。真にやむを得ない事情があり、社会通念上も同居を許可することが適切な場合（婚姻等）で、収入などにおいて条例等に定める基準を満たした場合に限り、名義人の配偶者及び一親等の親族（親・子）に許可されます。

なお、正式同居者であっても、名義人が死亡・転出等した際、必ずしも使用承継許可（名義人の変更）を受けられるわけではありません。

【期限付き同居許可】

同居期限（原則1年間）のある同居許可です。看護等の特別な事情があり、収入などにおいて条例等に定める基準を満たした場合に限り、名義人の三親等内の親族（親・子・祖父母・孫・兄弟姉妹・おじおば・おいめいなど）に許可されます。

※都民住宅（地域特別賃貸住宅・特定公共賃貸住宅）にお住まいの方は、名義人の配偶者及び三親等内の親族であれば正式同居許可されます。

使用承継（名義人の変更）

名義人の死亡又は離婚による転出等のやむを得ない事情があり、同居者が都営住宅等に引き続き居住することを希望するときは、窓口センターに「住宅世帯員変更届」及び「住宅使用承継申請書」を提出し、東京都の許可を受けなければなりません。

使用承継は、申請理由や収入などの条例等に定める基準を満たした場合に、原則として正式同居許可を受け、継続して居住している名義人の配偶者に限り許可されます。

ただし、特に居住の安定に配慮する必要のある高齢者・障害者・病弱者の方については、名義人の三親等内の親族まで許可される場合があります。（対象となる要件をJKK東京ホームページに掲載しています。）

※都民住宅（地域特別賃貸住宅・特定公共賃貸住宅）にお住まいの方は、名義人の配偶者及び三親等内の親族であれば許可されます。

《ご注意！》

承継しようとする方が名義人の配偶者であっても、以下のような場合には、使用承継できません。

- ・承継事由が発生した時点で、承継しようとする世帯の収入の合計が入居収入基準を超過している。
- ・同居許可を受けずに不正に居住している。

【名義人死亡等の事由が発生した場合には、速やかに届出を行ってください】

名義人死亡等の承継事由が発生した世帯で承継の基準に該当しない場合は、速やかにお住まいの住宅を返還していただくこととなります。その場合でも、転居先を探す時間等に配慮し、退去の猶予期間を設けています。退去の猶予期間は、名義人死亡等の事由が発生した日から6か月間となります（名義人死亡等の事由を届け出た日から6か月間ではありません。）。

退去の猶予期間を過ぎますと、翌月から明渡しの日まで、近傍同種の住宅（近隣の民間賃貸住宅）の家賃相当額を負担していただきます。

名義人死亡等の事由が発生した日から6か月を過ぎて届け出られた場合は、退去猶予期間が過ぎ、近傍同種の住宅の家賃が適用される期間について、すでにお支払いいただいた額と近傍同種の住宅の家賃との差額を遡って負担していただきます。

なお、使用承継の基準に該当していても、申請が遅れ、事由が発生した日から6か月を過ぎた場合には、上記と同様に、近傍同種の住宅の家賃を負担していただきます。

世帯員の変更（転出・死亡・出生等） 一部オンライン可



都営住宅等の入居を許可されている名義人及び世帯員が転出・死亡した場合、氏名に変更があった場合、又は子どもが生まれた場合は「世帯員変更届」の手続きが必要となります。

期限付き同居許可を受けている方が許可期限切れで転出した場合も届出は必要です。

毎年提出する収入報告書に二重線を引いたり、書き足したりしても、手続きをしたことにはなりませんのでご注意ください。

なお、期限付き同居者に子どもが生まれた場合は、同居申請となります。

長期不在 オンライン可

転勤・出張・療養などで名義人及び同居者（世帯員）の全ての方が1か月以上にわたり都営住宅等を使用しない場合は、原則として都営住宅等を返還していただきます。

ただし、届出基準を満たす「長期不在届」の手続きをした場合に限り、1年以内の長期不在が認められます。この場合でも、不在期間が1年間を超えるときは、都営住宅等を返還していただきます。

※名義人や同居者（世帯員）が一時的に転出する場合には、一時転出届が必要になることがあります。

居室内の模様替え（風呂釜・浴槽交換、手すり設置ほか） 一部オンライン可

公共の財産である都営住宅等に、個人が工作物を設置又は改造を加えることは法律及び条例で原則として禁止しています。ただし、身体障害などのやむを得ない事情があり、住宅管理上支障がないと認められる場合に限り、ご自身の費用で工事を行うことについて許可・受理されることがあります。

手続きは次の2種類があります。それぞれの工事の範囲は事前にJKK東京 お客様センター（8ページの電話番号①）にお問い合わせください。

【模様替え申請が必要な主な工事】

- | | |
|---------------------|----------------|
| ・畳をフローリングに張替え及び段差解消 | ・浴槽、風呂釜の交換 |
| ・調理台、洗面台の改修、交換 | ・便器の改修 |
| | ・身体障害者用リフト設置 等 |

【模様替え届が必要な主な工事】

- | | | |
|----------------------|---------------|----------------|
| ・手すりの設置 | ・スロープの設置、段差解消 | ・温水洗浄便座の設置※ |
| ・玄関扉への補助錠（二つ目の鍵）の設置※ | | ・浴室ドアを中折れ戸に取替え |
| ・緊急通報システム等の防災機器の設置 | | ・インターホンの設置※ 等 |

※玄関扉への補助錠（二つ目の鍵）、温水洗浄便座及びインターホンの設置については、身体障害などのやむを得ない事情を要件としませんがご自身の費用で工事を行っていただきます。

工事にあたっては、近隣の迷惑にならないように騒音・振動トラブルなどにご配慮ください。

工事日が決まりましたら、入居者（発注者）又は施工事業者が近隣住戸に対して工事のお知らせチラシを作成・配布して、工事日や内容を知らせてください。

退去（住宅の返還）

都営住宅等から退去する場合は、「住宅返還届」を退去する日の14日前までに、窓口センターにご提出ください。

提出が遅れた場合、受理日の翌日から14日目を退去日（返還日）とみなし、その日までの使用料（家賃）をいただくことになります。

なお、住宅の鍵は、退去日（返還日）までに、入居時にお渡しした3本（合鍵を作った場合はその鍵及びクレセント錠等の付属鍵も含む。）を、窓口センターにご返却ください。

退去するときは、原則として入居時の状態に戻してください。不注意等により破損したもののや、汚れたものをそのままにして退去した場合は、補修にかかった費用を負担していただくことになります。

また、自治会にも退去することのご連絡をお願いします。

シルバーピア住宅は、ワーデン／生活援助員への退去のご連絡もお願いします。

退去時の残置物の取扱いについて

都営住宅等から退去する場合は、家財道具等をはじめ、全ての所有物を搬出してください。レンタル用品がある場合には、契約している事業者に返却してください。

住戸内や敷地内に残置物を放置した場合は、処分費用を請求します。JKK東京が処分すると産業廃棄物扱いとなるので、個人で処分するよりも高額な処分費用となることをあらかじめご承知おきください。

粗大ごみの出し方については、5ページをご覧ください。

JKK東京 お客様センター

月曜日及び休日の翌日は、電話が混み合い、つながりにくい場合があります。
お急ぎでない方は、別の日にご利用ください。

受付時間 9時～18時（土日・祝日・年末年始を除く）

①各種お手続き
使用料のお支払い
住まい方のご相談

都営住宅等の
「オンライン
申請一覧」は
こちら

 0570-03-0071
03-6279-2652

②修繕のお申込み・ご相談
漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、
居住者の安否に関わる緊急のご連絡は
24時間365日対応

 0570-03-0072
03-6279-2653

・ナビダイヤルは、各携帯電話事業者が提供する無料通話や通話料定額プランの対象外です。

また、使用している回線・端末によって通話料が異なります。

料金ガイド又はナビダイヤルのホームページをご確認ください。

※ナビダイヤルに発信後、冒頭に流れる料金ガイド中については、通話料は発生しません。

・「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

お手続き等に
関する「よくある
ご質問」はこちら

 東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部

検索



 JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さんへ」

都営住宅 お住まいの皆さん

検索



「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions



「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。
SAVE THE GREEN EARTH!